

公 示

「災害時における災害応急対策業務に関する協定（明治記念大磯邸園・電気設備工事、機械設備工事、通信設備工事、受変電設備工事、建築工事）」の申請について
標記について、協定締結に参加希望される方は下記により申請書類を提出して下さい。

令和7年12月23日

国土交通省 関東地方整備局
国営昭和記念公園事務所長
辻 野 恒 一

記

1. 協定の目的

本協定は、国土交通省関東地方整備局国営昭和記念公園事務所（以下「当事務所」という。）が管理または工事中の施設等に関して、地震・大雨・大雪等の自然現象および予測できない災害等の発生、または発生の恐れがある場合において、災害応急対策業務を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者および労力について、当事務所と本協定締結企業がその確保および動員の方法を定め、もって被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

2. 協定内容

- | | |
|-----------|--|
| (1) 協 定 書 | 別冊のとおり |
| (2) 協定範囲 | 明治記念大磯邸園（別紙－1 参照） |
| (3) 協定内容 | 本協定で想定している災害応急対策に関する作業は、電気設備工事、機械設備工事、通信設備工事、受変電設備工事、建築工事に関する応急対策等を想定している。 |
| (4) 協定区分 | 電気設備工事、機械設備工事、通信設備工事、受変電設備工事、建築工事
(なお、協定区分毎あるいは、すべての協定区分に申請することも可とする) |
| (5) 協定期間 | 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3カ年） |

3. 申請者の条件

次に掲げる条件を全て満足する者とする。

- (1) 予算決算および会計令(昭和22年勅令第165号)第70条および第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和7・8年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち電気設備工事、機械設備工事、通信設備工事、受変電設備工事、建築工事のいずれかに認定されている者であること。
(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受け

ていること。)

または、令和 07・08・09 年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の A、B または C 等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者または民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 協定参加申請書の提出期限の日から協定締結までの期間に、関東地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等措置要領(昭和 59 年 3 月 29 日付建設省厚第 91 号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

または、令和 07・08・09 年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の場合は、協定参加申請書の提出期限の日から協定締結までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

- (5) 関東地方整備局管内において、建設業法に基づく本店、支店または営業所を有すること。

または、令和 07・08・09 年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の場合は、関東地方整備局管内に本店、支店または営業所の営業拠点を有すること。

- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 災害協定に基づき施工業者等と請負契約を取り交わす時点において、指名停止等の措置要領に基づく指名停止等を受けていなく、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していること。また、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。

なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と直前 1 年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方法があるが、いずれの方式でもよい。

- (8) 平成 22 年 4 月 1 日以降に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡しが完了した電気設備工事、機械設備工事、通信設備工事、受変電設備工事、建築工事のいずれかで、受注金額が 500 万円以上の施工実績を有すること。(共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が 20%以上の工事に限る。)

または、平成 22 年度以降に関東地方整備局管内の元請けとして別紙 1 に示す設備に関する保守業務等を完了し、その履行実績等(受注金額が 300 万円以上)を有すること。

なお、保守業務等とは以下のとおりする。

- ・保守業務または点検業務の履行実績(再委託受注によるものは含まない。)
- ・製造または購入の納入実績(再委託契約によるものは含まないものとし、据付・調整を含むものに限る。)

4. 申請資料の作成および提出に関する事項

- (1) 提出様式は下記のとおりとする。

- ・申請書(様式 1 (大磯・電気設備工事、機械設備工事、通信設備工事、受変電設備工事、建築工事))
- ・調査票(様式 2～様式 5 (大磯・電気設備工事、機械設備工事、通信設備

工事、受変電設備工事、建築工事))

※調査票は令和7年12月23日現在で作成すること。

(2) 申請における審査基準

下記における評価項目についてそれぞれ評価を行う。

評価項目	審査基準	欠格要件
協定に基づく出動要請を行った場合の技術者（現場責任者）の可否 （様式－2（大磯・電気設備工事、機械設備工事、通信設備工事、受変電設備工事、建築工事））	出動要請時に派遣できる技術者（現場責任者）について、下記資格等を1つ以上有している技術者を記載する。（複数の申請可） 【電気設備・通信設備・受変電設備】 ・技術士 （電気電子部門、建設部門または総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」または「建設」とするものに限る））。 ・1級または2級電気工事施工管理技士 ・1級または2級電気通信工事施工管理技士 ・建設業法第7条第2号イ、ロ、ハで定める者 （イについては電気工学または電気通信工学に関する学科を修めた者。） ・その他、上記資格と同等程度の電気および通信分野における資格を有し発注者が認めた者 【機械設備】 ・明治記念大磯邸園の主な機械設備は下記のとおりである。下記の主な機械設備に関する点検整備業務、新設工事、修繕工事の従事経験を有する技術者を記載する。 ・主な機械設備 発電設備（100KVA程度） ・その他、上記資格と同等程度の機械分野における資格を有し発注者が認めた者 【建築工事】 ・一級建築士の免許を有する者 ・二級建築士の免許を有する者 ・1級建築施工管理技士または2級建築施工管理技士（種別は建築に限る） ・建設業法第7条第2号イ、ロで定める者（イについては、建築学または都市工学に関する学科を修めた者） ・工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者 ・その他、上記資格と同等程度の電気および通信分野における資格を有し発注者が認めた者	資格等の保有者がいない場合

協定に基づく出動要請を行った場合の作業員の可否 (様式－２(大磯・電気設備工事、機械設備工事、通信設備工事、受変電設備工事、建築工事))	① 出動要請時において動員可能な作業員の人員を記入する。 ② 人員は自社、協力会社に所属または手配することが出来る人数とし、協定期間中継続的に確保できるもので災害時に早急に明治記念大磯邸園の災害応急対策業務に対応できる人数を記入する。※１	出動可能な作業員を確保できない場合
過去の関東地方整備局管内工事で元請として施工した実績または、過去の関東地方整備局管内の元請としての履行実績または納入実績 (様式－３(大磯・電気設備工事、機械設備工事、通信設備工事、受変電設備工事、建築工事))	① 平成２２年４月１日以降に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡しが完了した電気設備工事、機械設備工事、通信設備工事、受変電設備工事、建築工事の施工実績(５００万円以上)のうち代表的なものを１件記載する。 なお、可能な限り国土交通省発注工事(成績６０点未満のものを除く)から選定する。 共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が２０％以上の工事に限る。 ② 工事名、発注機関名、施工場所、契約金額、工期の他、工事概要を記載する。 ③ 施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出する。(工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分のみでよい。)ただし、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、提出する必要はない。この場合、記載する工事のCORINSの写しを提出する。 または ① 平成２２年度以降に電気・機械設備、通信・受変電・建築の保守業務等を完了し、その履行実績(３００万円以上)のうち代表的なものを１件記載する。 なお、保守業務等とは以下のとおりする。 ・保守業務または点検業務の履行実績(再委託受注によるものは含まない。) ・製造または購入の納入実績(再委託契約によるものは含まないものとし、据付・調整を含むものに限る。) なお、可能な限り国土交通省の発注案件から	施工実績が無い場合または、履行実績または納入実績が確認できない場合

	選定する。 ②業務名または件名、発注機関名、履行場所、契約金額、履行期限の他、受注概要を記載する。 ※様式－３の工事名は業務名または件名、施工場所は履行場所、工期は履行期間および工事概要は受注概要と読み替えるものとする。 ③履行実績として記載した保守業務等に係る契約書の写しを提出する。（工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認できる部分のみでよい。） ただし、製造または購入の納入実績とする場合は、据付・調整を実施したことが確認できる資料も添付する。	
過去２年間の工事成績評定点の平均点	関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事の令和５年４月１日から令和７年３月３１日までに完成した工事の工事成績評定点の平均点。 ただし、令和０７・０８・０９年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の履行実績または納入実績とする場合は、対象外とする。	６０点未満
他機関との協定または契約の締結状況 （様式－４（大磯・電気設備工事、機械設備工事、通信設備工事、受変電設備工事、建築工事））	①行政機関との間において、当事務所と同様もしくは類似する災害協定または契約の締結状況を記載する。 ②締結している場合は、協定または契約別、名称、機関名、有効期間を記載する。 なお、複数締結している場合は、全てを記載する。 （記載した協定書または契約書の写しを添付する。） ② 災害要請が重なった場合、明治記念大磯邸園の災害応急対策業務に協力するための体制を記載するものとする。	この項目は評価対象としない。 （参考資料とさせていただきます）
業務対応できる設備 （様式－５（大磯・電気設備工事、機械設備工事、通信設備工事、受変電設備工事、建築工事））	様式で示す電気設備、機械設備、通信設備、受変電設備、建築で業務対応できる設備を記載する。	業務対応できる設備が無い場合

※1 作業員の配備に関して、協力会社の作業員については、協力会社の了解を得た旨の証明書（書式自由・了解印必須）を添付する。

（3）申請書類の提出

1）担当部局

〒135-0063 東京都江東区有明3丁目8番35号

国土交通省 関東地方整備局 国営昭和記念公園事務所 国営東京臨海広域防災公園
阿部

TEL 03-3529-2171

E-mail abe-k8310@mlit.go.jp

2）申請書類等の交付

国営昭和記念公園事務所のホームページにて交付する。交付期間は令和8年2月9日（月）までとする。様式をホームページからダウンロードにより入手すること。

ホームページアドレス：<http://www.ktr.mlit.go.jp/showa/>

上記交付方法による入手ができない場合は、記録媒体（CD-R等）を1）に持参することにより電子データを交付するので、事前に上記1）担当部局にその旨連絡し、1）担当部局に記録媒体を持参すること。

受付期間は、令和8年2月9日（月）までの土曜日、日曜日、祝日および閉庁日を除く毎日8時30分～17時15分までとする。

3）申請書および資料の提出方法、受付期間および提出場所

申請書類は、下記の受付期間内に受付場所へ持参または郵送（書留に限る。必着のこと。）、もしくは電子メールによること。（電子メールの場合は、必ず電話にて着信を確認すること。）

①受付期間

令和7年12月23日（火）から令和8年2月9日（月）までの土曜日、日曜日、祝日および閉庁日を除く8時30分から17時15分とする。

②提出場所

4. （3）1）担当部局と同じ。

③提出部数

1部（A4サイズ）

④電子メールのみで提出する場合は、全てを1つにまとめたPDFファイルで提出すること。提出書類と合わせてオリジナルデータも電子メールで提出すること。電子メールで提出する場合は容量を10MB以内とすること。様式は上記2）でダウンロードしたデータ（エクセルファイル）とすること。

5. 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等に対する質問は、以下のとおりとする。

（1）提出方法

書面を持参または郵送により提出すること。FAX、電子メールでも可。

（2）受付期間

令和7年12月23日（火）から令和8年1月20日（火）までの土曜日、日曜日、祝日および閉庁日を除く毎日8時30分から17時15分まで

（3）提出場所

上記4. （3）1）担当部局と同じ。

（4）質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行う。

①期間：回答を令和8年1月29日（木）までに作成後、令和8年2月9日（月）までの土曜日、日曜日、祝日および閉庁日を除く毎日8時30分から17時15分まで閲覧する。

②閲覧場所：国営昭和記念公園事務所 2F 閲覧場所

6. 選定結果の通知

申請書を審査の上、「災害時における災害応急対策業務に関する協定（明治記念大磯邸園・電気設備工事、機械設備工事、通信設備工事、受変電設備工事、建築工事）」の選定結果を申請者に書面にて通知するとともに、国営昭和記念公園事務所の掲示板（1F）に掲示する。

なお、通知は令和8年3月5日（木）を予定している。

7. 締結できない者に対する理由の説明

災害協定を締結できない者は、国営昭和記念公園事務所長に対して締結できない理由について、以下に従い書面（自由様式）により説明を求めることができる。なお、持参または郵送（書留に限る。必着のこと。）するものとし、FAXおよび電子メールによるものは受け付けない。

（1）提出期限

令和8年3月5日（木）から令和8年3月12日（木）までの土曜日、日曜日、祝日および閉庁日を除く8時30分から17時15分までとする。

（2）提出場所

4. （3）1）担当部局と同じ。

（3）回答期限および方法

令和8年3月19日（木）までに書面により回答する。

8. 災害協定の締結

選定結果の通知において、災害協定を締結できる者として通知された者は、以下に従い「災害時における災害応急対策業務に関する協定書（明治記念大磯邸園・電気設備工事、機械設備工事、通信設備工事、受変電設備工事、建築工事）」を2部作成し提出すること。作成については、別紙ー2「協定書の作成について」を参照すること。

なお、持参、郵送または託送（郵送または託送は、書留郵便等記録が残るものに限る。）によるものとし、FAX、電子メールによるものは受け付けない。

（1）提出期限

令和8年3月5日（木）から令和8年3月24日（火）までの土曜日、日曜日、祝日および閉庁日を除く毎日8時30分から17時15分までとする。

（2）提出場所

4. （3）1）担当部局と同じ。

（3）協定書の返却期限

令和8年4月1日（水）までに1部返却する。

9. その他

（1）申請資料の作成および提出に要する費用は提出者の負担とし、提出された申請資料は、協定申請審査以外の目的で無断使用しない。

（2）提出された申請資料は、返却しない。

（3）災害協定締結後の連絡先および調査に協力すること。

本協定締結後、所定の書式により緊急時、平常時の連絡先および建設機械、資材、技術者・作業員数等の状況を調査致します。調査内容、時期は以下のとおり。

①調査内容

・緊急時、平常時の担当者連絡先

担当者の氏名、所属部署、役職、会社の直通電話、会社で使用している電子メールアドレス、保有している携帯電話の番号およびメールアドレス

・技術者・作業員の人数および建設機械等の台数、保有している資材調査

協定に基づく出動可能な技術者の人数および作業員の人数、建設機械・資材等の数量および保管場所

・他機関との協定状況

他機関との災害時における協定または契約の締結状況

②調査時期

・毎年4月期に依頼する。

③提出先

4. (3) 1) 担当部局と同じ。

④提出方法

・電子メール、郵送、または持参による。

・土曜日、日曜日、祝日および閉庁日を除く8時30分から17時15分までとする。

(4) 協定締結会社は、「総合評価落札方式」における技術評価点の「地域貢献度」で評価（加点）される。

(5) 本申請の参加資格は、上記3. (2) に掲げる一般競争参加資格の申請を行い受理されている者で、令和8年4月1日に認定がなされる者であることが条件となり、令和8年4月1日に一般競争参加資格の認定がなされない場合は、申請に参加する資格を有しない者に該当し、申請は無効とする。